

平成 24 年 11 月 30 日

各 位

上場会社名 株式会社 デジタルデザイン
代 表 者 名 代表取締役社長 寺井 和彦
(ジャスダック市場 銘柄コード 4764)
問い合わせ先 経営管理グループ長 佐藤 真由美
TEL : 06-6363-2322 (代)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 30 日付で大阪地方裁判所において、訴訟の提起を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起をした裁判所および年月日

大阪地方裁判所 平成 24 年 11 月 30 日

2. 訴訟を提起した相手方(被告)

(1) 株式会社オーリッド (以下、「オーリッド社」)

所 在 地:大分県別府市南立石 1 区 2-2

代表者の氏名:代表取締役 三浦 雅弘

(2) 三浦 雅弘 (オーリッド社の代表取締役)

3. 訴訟の主旨および請求金額

(1) オーリッド社に対する請求

① 金銭請求

請求金額:162 百万円及び遅延損害金

※当社とオーリッド社との間の業務委託契約及び売買契約並びに金銭消費貸借契約に基づくもの。

② 商標権移転登録請求

商標権:オーリッド社が保有する商標権の一切

※当社とオーリッド社との間の金銭消費貸借契約書並びに覚書に基づく譲渡担保としてのもの。

(2) 三浦 雅弘氏に対する請求

株式:三浦雅弘氏が保有するオーリッド社株式 7,333 株

※当社とオーリッド社との間の金銭消費貸借契約書並びに代物弁済契約書に基づく代物弁済としてのもの。

4. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

当該取引は平成 24 年 7 月から 9 月にかけて発生しましたオーリッド社との業務委託契約及び売買契約並びに金銭消費貸借契約に基づく債権総額 162 百万円であり、それぞれ支払期日を経過しております。

これら債権に対して当社は、代表取締役である三浦雅弘氏が保有するオーリッド社株式での代物弁済やオーリッド社が保有する知的財産権等を譲渡担保とする旨の契約を締結しておりますが、現段階におきまして、オーリッド社の当社に対する債務の弁済及び代物弁済並びに譲渡担保の手続きについて、十分な話し合いを含む協力的な姿勢を頂けておらず、債権回収目途について、不透明な状況が継続していることから、ここに提訴に至りました。

5. 今後の見通し

本件訴訟につきましては、今後の進展に応じて必要な情報を開示する予定です。また、当該事象が当社業績に与える影響につきましては、平成 25 年 1 月期第 3 四半期決算におきまして、債権金額の全額又は一部を貸倒引当金繰入額として計上する可能性があり、その場合、四半期営業利益及び税金等調整前四半期純利益並びに四半期純利益に影響が及ぶと予想されますが、正確な金額につきましては、処理が決まり次第すみやかに開示をおこなう予定であります。

以 上